

告示 第 969 号

令和 7 年 7 月 18 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和 7・8 年度鹿児島市未選別資源物の売却契約に係る制限付き一般競争入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）

令和 7・8 年度において鹿児島市が行う未選別資源物の売却契約に係る制限付き一般競争入札又は見積りに参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項の規定により公示します。

なお、当該契約に係る入札又は見積りに参加する資格を得ようとする者は、下記の要領で入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

記

1 売却する物品の内容

鹿児島市が各家庭から収集した缶・びん・ペットボトルのうち、未選別の缶・びん・ペットボトル（以下「未選別資源物」という。）について、適正に選別、圧縮等の処理を行うことができる民間業者に売却するもの

2 入札又は見積りに参加する者に必要な資格に関する事項

入札又は見積りに参加することができる者は、次に定める資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している鹿児島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) この公示の日（以下「公示日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

(6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(7) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。

(8) 本市から搬入される未選別資源物を保管できる施設を鹿児島市内に有していること。

(9) 未選別資源物の売却及び再商品化について、次の要件を満たすこと。

ア スチール缶及びアルミ缶

選別、圧縮後、資源物として売却し、再商品化を行っていること。

イ びん

選別後、資源物として売却し、再商品化を行っていること。

ウ ペットボトル

次の(ア)から(ウ)に掲げるいずれかの方法によりペットボトルの再商品化を行っている者であること。

(ア) ペットボトルを鹿児島県内の自社工場でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を国内で製品等に加工する製造事業者
に利用させている者

(イ) ペットボトルを鹿児島県内の自社工場でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を製品等に加工している者

(ウ) ペットボトルを自社以外の者に、国内でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化させ、その原材料を製品等に加工する製造事業者（以下「再商品化事業者」という。）に利用させている者

(10) 未選別資源物の処理等において、次の施設を有すること。

ア スチール缶及びアルミ缶

鹿児島県内に、選別、圧縮を行う処理施設又はこれと同等以上の設備を備えている処理施設

イ びん

鹿児島県内で無色、茶色、その他の色に選別後、鹿児島県内にそれぞれ保管できる施設

ウ ペットボトル

鹿児島県内に、ペットボトルをペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化を行う設備を備えた処理施設若しくはこれと同程度以上の設備を備えている処理施設又は再商品化事業者
に売却するため、鹿児島県内にペットボトルを選別、圧縮を行う設備を備えた処理施設若しくはこれと同等以上の設備を備えている処理施設

(11) 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の「不用品買受」に登録があり、かつ、

鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の品名等の欄に「鉄くず」、「非鉄くず」又は「金属くず」のいずれかの記載がある者であること。

3 受付期間

公示日から令和7年8月4日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

5 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288（直通）

6 提出書類

(1) 入札参加資格審査申請書（様式あり）

(2) 納税証明書及び滞納がないことの証明書

ア 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（写し可。公示日以降に証明されたもの）

イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写し可。公示日以降に証明されたもの）

(3) 商業登記簿謄本（登記事項証明書。写しでも可）

(4) 印鑑証明書（原本）

(5) 使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する場合。様式あり）

(6) 処理施設の概要が分かる資料（施設配置図及び設備平面図・立面図等）

(7) 未選別資源物の保管場所の位置、保管方法及び保管量等が分かる資料

(8) 選別後のびんの保管場所の位置、保管方法及び保管量等が分かる資料

(9) スチール缶、アルミ缶及びびんを資源物として売却している事業者との売買契約書の写し又は引取同意書

(10) 「公示日前1年間のペットボトルの原材料を製品等に加工する製造事業者との売買契約書の写し又は引取同意書」、「公示日前1年間のペットボトルの再商品化の実績を示す書類」又は「公示日前1年間のペットボトルの原材料に再商品化を行う製造事業者との売買契約書の写し又は引取同意書」

7 提出部数

各 1 部

8 その他

- (1) 令和 6 年 2 月 6 日付け告示第 1 1 1 号「令和 6・7・8 年度鹿児島市未選別資源物の売却契約に係る制限付き一般競争入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）」に基づき入札参加資格を有する者は、別に通知する令和 7 年度資源循環部未選別資源物売却に係る資格審査申請書（継続分）の提出をもって、この公示で定める制限付き一般競争入札参加者と同等の資格を有するものとする。ただし、納期の到来している市税を滞納している場合はこの限りでない。
- (2) 申請書等は、公示日現在で作成すること。
- (3) 申請書の印は、実印を押印すること。
- (4) 申請書等は、ファイル等に綴じず、6 に記載の順に並べて提出すること。
- (5) 証明書類は、証明年月日が申請書提出日前 3 か月以内のものとする。ただし、納税証明書及び市税に滞納がないことの証明書については、公示日以降に発行されたものとする。
- (6) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (7) 提出された申請書等は、返却しない。
- (8) 申請書等の様式は、本市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。